横浜みどりアップのマスコットキャラクター着ぐるみ貸出取扱要綱

制 定 平成 27 年 8 月 5 日 環創み第 962 号 (局長決裁) 最近改正 令和 6 年 3 月 29 日環創み 第 2583 号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、みどり環境局が保有する「横浜みどりアップマスコットキャラクター 横浜みどりアップ葉っぴー」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し等に関し、必要な事項を 定める。

(権利)

第2条 「着ぐるみ」に関する一切の権利は、みどり環境局に属する。

(貸出目的)

第3条 みどり環境局は、横浜みどりアップへの関心や親しみを高めるとともに、横浜みどりアップのイメージを内外に発信するために「着ぐるみ」を貸し出すことができるものとする。取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現するとともに、脱炭素社会の実現と GREEN×EXPO 2027 の共感につなげるものとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として、「着ぐるみ」を使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、みどり環境局戦略企画課担当課長(以下「戦略企画課担当課長」という。)が必要と認めたときは、この限りでない。

(横浜市の貸出申請)

第5条 横浜市が「着ぐるみ」の貸出しを申請する場合は、戦略企画課への事前連絡をもって貸出承認に変えるものとする。ただし、「着ぐるみ」の使用を希望する日の前3か月から7日前までに事前連絡を行うものとする。

(横浜市以外の貸出申請)

- 第6条 横浜市以外の団体・法人・事業者等(以下「団体等」という。)が「着ぐるみ」の貸出しを申請する場合は、「着ぐるみ」の使用を希望する日の前3か月から7日前までに貸出申請を行い、事前に承認を受けなければならない。
- 2 前項による承認を受けようとする者は、貸出申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、戦略企 画課担当課長へ提出しなければならない。
 - (1) 「着ぐるみ」の使用を予定するイベント等の資料
 - (2) その他戦略企画課担当課長が認める書類

(貸出承認)

第7条 戦略企画課担当課長は、前条の貸出申請があった場合は、その内容を確認し、当該使用が第

- 3条に定める貸出目的に合致する場合は、貸出承認書(様式第2号)を団体等へ通知するものとする。
- 2 同一時期に第5条又は第6条による複数の貸出申請があったときは、原則として先着順に承認するものとする。

(貸出しを承認しない場合)

- 第8条 「着ぐるみ」の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しないものとする。
 - (1) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
 - (2) 横浜市の信用又は品位を害するとき又はそのおそれのあるとき。
 - (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
 - (4) 「着ぐるみ」の使用によって、誤認又は混同を生じさせるとき又はそのおそれのあるとき。
 - (5) 「横浜みどりアップ葉っぴー」のイメージを損なうとき又はそのおそれのあるとき。
 - (6) その他「着ぐるみ」の使用が適当でないと認めるとき。

(使用上の遵守事項)

- 第9条 第7条の規定による貸出承認を受けた団体等(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項 を遵守しなければならない。
 - (1) 承認を受けた用途のみに使用すること。
 - (2) 承認を受けた用途に使用したことがわかる写真を提出すること。ただし、雨天や震災等でイベント等が中止になった場合は、この限りではない。
 - (3) 「着ぐるみ」が「横浜みどりアップマスコットキャラクター 横浜みどりアップ葉っぴー」であることを明示すること。
 - (4)「着ぐるみ」を第三者に譲渡、転貸しないこと。
 - (5) 「着ぐるみ」が破損及び汚損しないように努め、破損又は汚損が認められたときは、みどり 環境局戦略企画課(以下「戦略企画課」という)へすみやかに報告すること。
 - (6) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
 - (7) 雨天時に屋外で使用しないこと。
 - (8) 承認された貸出期間を遵守し、貸出期間が終了次第、すみやかに戦略企画課へ返却を行うこと。

(使用料)

第10条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(貸出承認の取消し等)

第11条 戦略企画課担当課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことが

できる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者が当要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が第7条による貸出承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められるとき。
- (4) その他、着ぐるみの使用内容が不適当であると認められるとき。
- 2 戦略企画課担当課長は、前項により使用承認を取り消すときは、貸出承認取消書(様式第3号)を使用者へ通知するものとする。
- 3 横浜市は、第1項の規定による貸出承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 戦略企画課担当課長は、使用者に「着ぐるみ」の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占制等)

- 第12条 貸出承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「横浜みどりアップ葉っぴー」を使用する権利を付与するものではない。
- 2 貸出承認は、使用者、使用するイベント等について横浜市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 横浜市は、この要項に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(原状復帰)

- 第14条 「着ぐるみ」を著しく汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担により、修理又はクリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。
- 2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、戦略企画課担当課長は使用者に対し、実費 弁償を請求することができる。

(損害賠償)

第15条 使用者は「着ぐるみ」を亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(損失補償等の責任)

- 第16条 横浜市は、「着ぐるみ」の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任 を負わない。
- 2 「着ぐるみ」の使用により、使用者が第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、 処理しなければならない。
- 3 使用者は、「着ぐるみ」の使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これ によって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第17条 戦略企画課は、広く利用促進を図る視点から「着ぐるみ」の使用承認の状況等について公開することができる。

(管理)

第 18 条 「着ぐるみ」の使用管理及び当要綱に関する事務等については、戦略企画課が所管する。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、「着ぐるみ」の貸出し又は使用に関し必要な事項は、別に戦略企画課が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月5日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条)

横浜みどりアップマスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぴー」着ぐるみ貸出申請書

年 月 日

戦略企画課担当課長

住 所 〒

商号又は名称 代表者職氏名

横浜みどりアップマスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぴー」着ぐるみの貸出を下 記のとおり申請します。

また、使用にあたっては「横浜みどりアップマスコットキャラクター 横浜みどりアップ葉っぴー着ぐるみ貸出要綱」に定める内容を遵守します。

記

着ぐるみ	
使用目的	
着ぐるみ使用	※ 使用場所や企画等を記入してください。
の具体的内容	
使用期間	年 月 日から 年 月 日 ※ 最長使用期間は、貸出日から返却日までを含めた1週間です。
特記事項	
連絡先	担当者名: 住 所: 電話番号: E-MAIL:

添付書類

使用を予定する資料等

 第
 号

 年
 月

 日

様

みどり環境局戦略企画課担当課長

横浜みどりアップマスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぴー」 着ぐるみ貸出承認通知書

年 月 日に申請のありました行事について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 行事名
- 2 決定内容

着ぐるみの貸出について承認します。

使用期間:

- 3 条件
- (1) 承認を受けた行事のみに使用すること。
- (2) 承認を受けた行事に使用したことがわかる写真を提出すること。ただし、雨天や震災等でイベント等が中止になった場合は、この限りではない。
- (3) 「着ぐるみ」が「横浜みどりアップマスコットキャラクター 横浜みどりアップ葉っぴー」であることを明示すること。
- (4) 「着ぐるみ」を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (5) 「着ぐるみ」が破損及び汚損しないように努め、破損又は汚損が認められたときは、みどり環境局戦略企画課へすみやかに報告すること。
- (6) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (7) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (8) 承認された貸出期間を遵守し、貸出期間が終了次第、すみやかに戦略企画課へ返却を行うこと。

担当 横浜市みどり環境局戦略企画課 電話 045(671)2712

横浜みどりアップマスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぴー」 着ぐるみ貸出承認取消通知書

年 月 日

様

みどり環境局戦略企画課担当課長

年 月 日をもって貸出を承認した行事については、承認を取り消します。

〈 承認の取消理由 〉